令和８（２０２６）年度　世田谷区立芦花中学校

人権教育全体計画

＜人権に関する法令等＞

・日本国憲法　・教育基本法
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育･啓発に関する基本計画
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会の教育目標及び基本指針
・東京都人権教育の指導方法等の在り方について
・世田谷区教育目標
・世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化
　共生を推進する条例
・世田谷区教育ビジョン

＜学校教育目標＞

一、自ら考え、向上しようとする人

一、責任感と思いやりのある人

一、健康でねばり強い人

＜生徒の実態＞
明るく素直で落ち着いた生活態度で学校生活を送ることができる。

＜教師の願い＞

自主的に学習し、思いやりと規範意識のある生徒であってほしい。

＜地域の実態＞

都立公園があり豊かな自然に恵まれ落ち着いた環境である。学校に対して協力的である

＜保護者の願い＞

家庭、地域の愛着をもった生徒であってほしい。

＜人権教育目標＞

一人一人の生徒が、その発達の段階に応じ、子ども、障害者、性的指向、性自認、外国人等、人権の意義・内容や重要性について理解し、自他の大切さ及び多様性を認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。

＜各学年の重点目標＞

＜第一学年＞	＜第二学年＞	＜第三学年＞
一人一人の個性に気付き、互いに尊重し合える生徒の育成	一人一人の個性や能力を発揮し、互いに認め合える生徒の育成	人権を正しく理解し、学校や社会で共生する心がもてる生徒の育成

＜各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における人権教育上の取組＞

〇国語：様々な教材を通して、人間としての生き方や考え方を深め、感動する心や表現力を養う。

〇社会：多様な人々が共生する社会について考え、様々な人権問題を正しく理解し、差別や偏見をもたない態度を養う。

〇数学：数学的なものの見方や考え方を通して、論理的な思考や合理的な考え方を養う。

〇理科：科学的なものの見方や考え方を育て、豊かな心と探究心を養う。

〇音楽：歌唱・器楽・創作・鑑賞の授業を通して豊かな心を育てるとともに、美しいものに感動する心を養う。

〇美術：様々な創作活動を通して、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、豊かな情操を養う。

〇保健体育：健康な身体と体力の向上を図り、集団としての協力性･連帯性を養う。

〇技術家庭：情報モラルについて考え、行動できる態度を養うとともに、より良い家庭の在り方に気付き、実戦できる態度を養う。

〇英語：国際的なものの見方や考え方･感じ方を育て、理解や共生する態度を養う。

〇特別の教科道徳：多様性（性的指向・障害者・性同一性障害者など）や互いのよさを認め、いじめを許さず他者を思いやる心を育てるとともに、道徳的実践ができるようにする。

〇特別活動：望ましい集団生活を通して信頼関係を築き、互いの良さを認め、助け合ったり協力し合ったりする態度を養う。

〇総合的な学習の時間：自らの課題を設定し解決する過程を通して、問題解決能力や自主的･創造的な態度を育てるとともに、自らの生き方について考えられるようにする。

＜教職員の研修＞

・人権教育研究協議会
・人権教育に関するブロック別連絡会
・東京都教職員研修センターが実施する研修
・世田谷区教育委員会が実施する研修
・校内研修

＜校種間の連携＞

・芦花小学校との合同研究や研修会
・特別支援学級との交流

＜関係機関との連携＞

・烏山子ども家庭支援センター
・烏山総合支所
・児童相談所